

第 1 1 回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成 3 0 年 5 月 2 5 日 開会
平成 3 0 年 5 月 2 5 日 閉会

浦幌町農業委員会

平成30年5月25日 第11回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時20分

1 出席委員

1番	伊藤光一	2番	小野木 淳	3番	香川 由
4番	石塚健一	5番	福田和己	6番	大坂 有
7番	山村幹次	8番	廣富一豊	9番	高木政志
10番	木南和徳	11番	森 秀幸	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 佐藤 勇 人
農地係長 小川 裕 之
主 事 河 上 彰

○議事日程

日程第 1 会期の決定について
日程第 2 議事録署名委員の指名について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 議案第1号 土地現況証明願について
日程第 5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第 6 議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について
日程第 7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第11回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号9番高木委員、10番木南委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 土地現況照明願について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。平成30年5月25日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の4件でございます。

1件目、土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、幕別町に住所を有する方、願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、5月17日に森委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、雑種地でありました。

2件目、土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、住吉町に住所を有する方、願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、5月17日に山村委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、雑種地でありました。

3件目、土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、帯富に住所を有する方、願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、5月17日に山村委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、雑種地でありました。

4件目、土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、帯広市に住所を有する方、願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、5月16日に大坂委員ほか3名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は、雑種地でありました。議案書3ページから6ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただきご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 只今の説明に関連して、1件目の案件について、地区担当委員の森委員より現地調

査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○森委員 1件目の申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり、5月17日に現地を確認したところ、雑草等が生い茂っており、永年にわたって耕作されていない状況であり、現況地目は雑種地でありました。以上、報告といたします

○小川議長 ありがとうございます。次に、2件目、3件目の案件について、地区担当委員の山村委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員 2件目の申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり、5月17日に現地を確認したところ、市街地内にあり雑草等が生えている状況から、現況地目は、雑種地でありました。

3件目の申請地につきましても、只今事務局の説明のとおり、5月17日に現地を確認したところ、市街地内にあり更地の状況であることから、現況地目は、雑種地でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。次に、4件目の案件について、地区担当委員の大坂委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○大坂委員 4件目の申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり、5月16日に現地を確認したところ、雑草等が生い茂り、耕作されていない状況であり、現況地目は雑種地でありました。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定いたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書8ページをご覧ください。議案第2号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成30年5月25日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件1件でございます。

番号4番、譲渡人は、帯広市に住所を有する方、譲受人は、下浦幌に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、2筆合わせまして、8,961平方メートルです。契約の種類は、売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、財務省普通財産を売却処分するため。譲受人は、永年に渡り畑として使用している土地であり、売り払いを受けるものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たし

ていると考えております。議案書9ページに3条番号4の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の高木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号4番につきましては、只今事務局の説明のとおり、財務省普通財産を売払い処分するため永年に渡り畑として使用した農地を買い受ける内容であり、5月15日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について

○小川議長 次に日程第6、議案第3号「農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書10ページをご覧ください。議案第3号。農業振興地域整備計画変更申請に係る意見書の提出について。このことについて、浦幌町長より意見書の提出依頼があったので審議されたい。平成30年5月25日提出。浦幌町農業委員会会長。本案件は、農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に供する用途変更1件の内容です。議案書11ページに、第3号議案説明資料を添付しておりますので、この資料に沿って説明させていただきます。

番号1番、農用地区域内から用途区分を変更する地番及び面積、地目、所有者、使用者については、資料に記載のとおりです。計画変更の目的は、育成牛の飼育頭数の増加に伴い、既存の施設では手狭になったため、新たに育成舎を建設するものであります。用地選定理由としましては、育成舎を建設するにあたり、現農業用施設用地内では規模に見合った敷地を確保することができないことから申請地を選択しており、農用地の集団化については、121ヘクタールから2,553平方メートルを用途変更するもので問題はありません。農作業の支障については、用途変更が原因で集団性を有する農用地の中央部に非農業的な用途の土地が混在する状態が発生することはないので、農作業の効率化など当該地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれはありません。土地改良施設の機能については、選定用地が周囲の土地改良施設用地と重複することはないので、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められます。国の直轄事業との関係については、当該地は工事完成した年度の翌年度から起算して8年を経過しない国の直轄及び補助による土地改良事業、農用地開発事業などの受益地にはなっていません。農地転用に関する許可基準からみた意見としましては、農地法第5条第2項ただし書きに該当するので適当である。農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内の農用地を利用計画の指定された用途に

供する場合にあたります。議案書 12 ページから 20 ページに、位置図、計画変更部分図、配置図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく願いいたします。

なお、本農業振興地域内の農用地を利用計画の用途に供する用途変更については、変更に係る面積が 10,000 平方メートルを超えないので、異議がなければ、只今説明した農地転用に関する許可基準から見た意見を付して、浦幌町農業振興地域整備計画の変更について異議はない旨、浦幌町長に意見書を提出し、農業委員会から意見書が提出された後、速やかに浦幌町長により変更計画の告示がなされて変更が決定となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第 3 号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 3 号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第 7 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第 7、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書 22 ページをご覧ください。議案第 4 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成 30 年 5 月 25 日提出。浦幌町農業委員会会長。

申請人は、貸主であります幾千世に住所を有する方、借主は子である幾千世に住所を有する方です。申請地は、記載のとおりであります。転用計画といたしましては、農業用施設として畜舎の建設、パドック及び作業用通路等となっております。転用時期は、許可日から永久でございます。許可となる根拠といたしましては、農地転用のための権利移動の不許可の例外でございます。農地法第 5 条第 2 項のただし書きで、農用地利用計画に指定された用途に供するときとあり、農地転用の許可基準から見てもやむを得ないと判断するものでございます。議案書 23 ページから 28 ページに位置図、施設配置図、地籍測量図、立平面図等を添付しておりますので、ご覧いただきご審議のほどよろしく願います。

なお、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地からの農業用施設用地への用途変更につきましては、先ほどの用途変更に関する計画の変更において承認された旨の意見書を提出し、すみやかに決定公告がなされたあと、許可書の交付につきましては、本案件の面積が 30a 以下であるため本農業委員会で許可相当と判断されたのち、許可書の交付となります。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第 4 号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それでは、以上をもちまして第11回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時20分閉会